序　論

総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の構成と期間
3. 地域社会を取り巻く社会動向と課題
4. 町の概況
5. まちづくりの基本方針

総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、昭和51年に第1次美浜町総合計画を策定して以来、「全ての住民が健康で快適に、そして安心して暮らすことができ、豊かな地域文化のもとで人間性を高める生活を営むことができるまち」を将来像として掲げ、まちづくりを推進してきました。

その後、昭和58年に第2次、平成6年に第3次、平成16年に第4次計画が策定され、現在に至っています。第4次美浜町総合計画では、それまで国や県の上位計画に対応させることが義務付けられていたものが、地方分権の進展によって行政機能および権限が地方自治体に移譲され、住民参画と職員の手作りによって策定されました。

この間、日本の高度経済成長とともに発展してきた本町も、平成17年の国勢調査をピークに人口は減少傾向に転じました。また、近年は人口減少、少子・超高齢社会の到来ほか、長引く経済不況など、社会を取り巻く状況は厳しさを増していることから、住民とともに社会関係資本（ソーシャルキャピタル※）を育み、社会経済状況の変化に主体的に対応できる『持続可能なまちづくり』をめざしていく必要があります。

第5次美浜町総合計画では、計画期間を新たに12年間としました。この計画は、本町がめざすまちづくりの目標となるものであり、その実現のための施策の大綱を明らかにし、総合的・計画的に行政運営を図るための指針となるよう策定するものです。

※　人々の協調行動が活発化することで社会の効率性を高めることができるという考え方のもと、人や社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念。

2 計画の構成と期間

第5次美浜町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されています。3つの構成要素は、長期から短期にわたる町行政の施策の指針となります。

基本構想と基本計画については、

平成26年（2014年）から始まり、平成37年（2025年）を目標年次とする

12年間の計画とします。

なお、実施計画は、3年を計画スパンとして毎年見直しを行っていくため、本書には掲載していません。

基本構想

基本構想は、本町がめざすべき将来像を明らかにするとともに、将来像を実現するための基本的な方向と施策の大綱を示すものです。
【将来像・推計人口・土地利用・施策の大綱と戦略プロジェクト】

＋

基本計画

基本計画は、基本構想の方向付けと姿勢を受けて、将来像を実現するために実施すべき施策や事業内容を分野別に、具体的に示す長期のプログラムです。

↓

実施計画

実施計画は、基本計画で示した方針に沿って、行財政上実施可能な施策を明らかにするもので、3年のローリング方式を採用し、毎年度の予算編成の指針とします。

3 地域社会を取り巻く社会動向と課題

①少子・高齢社会と人口減少

出生率低下に伴う少子化によって日本は人口減少時代に突入しました。さらに、団塊の世代が老年期を迎え、医療の高度化による平均寿命の伸びも相まって、日本は超高齢社会に突入しようとしています。少子化・高齢化の進展は、社会経済の仕組みそのものに影響を及ぼすのはもちろん、現役世代が高齢者を支える相互扶助の社会保障システムにさえも影響を及ぼすことが懸念されています。

②長引く経済不況、雇用・就労環境の不確かさ

長引く経済不況や円高に伴って、生産拠点の海外移転やデフレスパイラルによる企業収益の悪化が引き起こされ、雇用・就労環境が不安定な状態が続いています。このような経済不況は、地域の雇用の場を減少させ、同時に地方の自主財源の減少にも影響を及ぼすことから、まちの活力の衰退が懸念されています。

③地域から地球規模までの幅広い環境保全

地球温暖化の進行に伴って、集中豪雨や竜巻、河川の氾濫などの自然災害も増えてきました。持続可能な社会をめざして、温室効果ガスの排出抑制や、生物多様性への配慮、省資源・省エネルギーなどに取り組んできましたが、次世代の暮らしを守るためには、幅広い分野でさらなる「環境保全」に取り組むことが重要です。

④多文化共生社会

国際的な交流の活発化、外国人労働者の増加などに伴って、国籍や民族などの異なる人々が地域で共に住むようになってきました。今後、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる多文化共生社会を築いていくことが求められています。

⑤安心・安全な社会

平成23年3月11日の東日本大震災は、未曽有の被害をもたらすとともに、大規模な放射能汚染を伴う原子力発電所の事故により、私たちは、安心・安全な社会の重要性を改めて痛感しました。本町においても、住民の安心で安全な暮らしの実現を最優先課題として取り組む必要があります。

⑥地域主権、地域経営型の地方行政

地方分権から地域主権へ、さらには市民主権へと、日本の地方自治は大きく動いています。このような地方自治の潮流を踏まえ、国が定めた「地域主権戦略大綱※」なども念頭に置きつつ、主体的にまちづくりを進めていくことが求められています。

※　「地域主権戦略大綱」とは、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにしたもの。

4 町の概況

本町は、伊勢湾と三河湾に囲まれた知多半島南部に位置し、農業や漁業、観光で発展してきた面積46.39平方キロメートル、人口25,178人（平成22年国勢調査）の町です。東西両海岸沿いに市街地が開け、海水浴やのり養殖が盛んです。町中央は丘陵地で、みかん園や山林地帯となっており、山林地帯の谷間には水田等農用地が開けています。

この地域に人間が生活した歴史は古く、坪山遺跡で採取された土器から、縄文早期にはすでに人々が生活していたことは確実で、旧石器時代にまで遡ると考えられています。

中世には、平治の乱で平清盛に敗れた源氏の総大将 源義朝が、本町で長田忠致に討たれ非業の死を遂げ、義朝最期の地となりました。戦国時代には、三河で勢力を誇っていた戸田氏が河和に河和城を築いて、三河湾側を支配し、また伊勢湾側は大野の佐治氏が支配していて、東西の両岸地域に分かれて争いもありました。江戸時代中・後期には、廻船による海運業が盛んとなり、本町においても西海岸の野間や小野浦を中心として海運業が栄えました。

明治初期、15の村に分かれていた本町は、幾度かの合併を経て東海岸地域は河和町に、西海岸地域は野間町になりました。昭和16年には、河和町南部に海軍航空隊が開設され、現在でも当時の施設の一部が残されています。昭和30年には、両町が合併して『美浜町』が誕生し、昭和32年に小鈴谷町の上野間地区が加わったことで、現在の姿に至りました。

昭和36年には愛知用水の通水が開始され、知多半島の水不足は解消されました。また、名古屋鉄道の知多新線が昭和49年には上野間駅まで、昭和51年には野間駅まで開通し、昭和58年には日本福祉大学が本町に総合移転しました。豊かな自然環境を活かし、農業や漁業、観光などの産業基盤に恵まれ、大都市へのアクセスも比較的便利な生活環境によって、人口は緩やかに増加してきました。さらに、平成17年には隣接する常滑市沖に中部国際空港が開港し、世界に向かって開かれた知多地域の中で、本町は豊かな自然環境や歴史、文化などの地域の特性を活かし、住みやすい町をめざしてきました。

しかし、わが国では少子化・高齢化が急速に進展し、本町の人口は平成17年をピークに減少傾向へと転じました。また、愛知県全体の傾向と比較しても、本町における年少人口の減少が顕著に現れていることから、少子・超高齢社会が到来しつつあります。このようななか、本町の豊かな自然環境や人情味あふれる住民間の関係性などを魅力的な資源としてとらえ、住んでよかったと実感できるまちづくりを推進していくことが期待されています。

5 まちづくりの基本方針

地域社会の動向や本町の特徴を踏まえ、以下のような基本方針のもとでまちづくりを進めます。

①地域主権、市民主権を基礎としたまちづくり

地域主権、市民主権へと進む地方自治の潮流を踏まえ、「補完性の原理※1」に基づきながら、住民が主体となったまちづくりを積極的に進めます。

②社会経済状況の変化に主体的に対応できるまちづくり

少子・超高齢社会、経済活動の変動、国際化や情報化の進展、フローからストックへ※2など、地域社会を取り巻く状況の変化を的確に把握し、これら社会経済状況の変化に、柔軟にかつ主体的に対応していきます。

③協働のしくみを基軸とした地域社会の再生・創造

地域社会を構成する住民、住民組織団体、各種事業者と行政とが新しい協働的な関係を築きあげ、役割分担と相互連携の下でまちづくりを進めていくことができるような地域社会を築きます。

④社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の育成

伝統的な地域社会構造が依然として社会的な力を有しているとともに、NPOの設立など、新しい社会関係資本も生まれつつあります。今後、これからの時代にふさわしい、力強いコミュニティの維持や育成が図られ、新たな社会関係資本が育まれるようにします。

⑤地域らしさを活かしたまちづくり

全ての住民が、住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるように、地域資源の発掘、地域特性の活用を通じて、地域間競争の時代に積極的に立ち向かうことのできる特色あるまちづくりを進めます。

⑥多様なニーズに対応した住民サービスの実現

限られた財源の枠内で、より高度な住民サービスを実現していくために、縦割りで細分化された施策の組み立てだけではなく、目的に合致した総合的な施策体系の立案と推進を図ります。

⑦広域的な連携の推進

地域課題を克服し、より良いまちづくりを進めるため、広域的な視点から本町が果たすべき機能や役割を明らかにし、必要に応じて広域的な連携を図ります。

※1　政策決定や自治などをできるかぎり自分たち（家族やコミュニティ、地域社会）で行い、できないことは自治体が補完していくという概念。
※2　大量に生産し消費するフロー型の社会から、資産として永く大切にするストック型の社会へ移行する概念。